

動物由来感染症を知っていますか？

トップへ ※新しいバナー

注意することは？予防対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0
※文字内容修正

知っておくべきところは？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リンク d0

※新しいバナー

中近東であったこんな話!?

1. 長期間土壌に潜む動物由来感染症（炭疽）
2. 旅先での家畜との接触は控えめに（ブルセラ症）

※番号追加

※大きな番号を付けて、イラストは表題の右にまた、イラストが必要かどうか？

1. 長期間土壌に潜む動物由来感染症（炭疽）



炭疽という病気の名前を、生物兵器との関連でお聞きになった方も多いかと思います。この病気は古くから世界各地にみられ、病気の原因となる炭疽菌の分離は、1876年にかの有名なコッホが行いました。

【炭疽】>>もっと詳しく知りたい方

●炭疽の発生

炭疽菌に感染して死亡した動物により、土壌が炭疽菌に汚染され、土壌中に芽胞が形成されると、その地域は長期間にわたり(数十年の単位で)炭疽の発生がおこりやすくなります。

※この菌は土の中にあることから土壌菌ともよばれており、土壌中などで極めて抵抗性のある芽胞という形になって、長い間(少なくとも数十年)栄養素がない状態で生存することが可能です。

<関連リンク>

▲TOPへ戻る

※各項目共通して<関連リンク>を削除する

※各項目の後に「▲TOPへ戻る」が入ります

2. 旅先での家畜との接触は控えめに（ブルセラ症）



←※すべての文章を省略しています

ブルセラ症は、日本ではほとんどみられなくなった病気ですが、クウェート、イスラエル、サウジアラビア、トルコ等の中近東・地中海地域などを主とする世界各地で、依然として流行がみられる動物由来感染症の一つです。

【ブルセラ症】>>もっと詳しく知りたい方

病気の原因となるブルセラ属の細菌のうち、人間がかかるブルセラ属菌

- ・牛由来
- ・羊・山羊由来→地中海地域で健康危害をもたらし問題
- ・豚由来
- ・犬由来

※感染症法では4類感染症に指定され、また、家畜にも被害を及ぼす重要な疾病として、家畜伝染病にも指定されています。

<関連リンク>

▲TOPへ戻る

※各項目共通して<関連リンク>を削除する

動物由来感染症を
知っていますか？

トップへ ※新しいバナー

注意することは？ 予防対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0
※文字内容修正

相談できる場所は？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リンク d0

※新しいバナー

オーストラリアであったこんな話!?

1. 馬も人も死に至る新しい感染症(ヘンドラウイルス)

※番号追加

※大きな番号を付けて、イラストは表題の右に
また、イラストが必要かどうか？1. 馬も人も死に至る新しい感染症
(ヘンドラウイルス)

ブリスベインの馬の調教師の話

ビック・レイル氏(49歳)は、オーストラリア、ブリスベインで馬の調教師をしていました。1994年9月、彼の厩舎にキャンベルから運ばれてきた1頭の馬が41度の高熱をだし、鼻から血の混じった泡を出し窒息死しました。他の馬も次々に発病し死亡した後、なんと厩務員(40歳)が9月14日に発病し、レイル氏自身も翌15日に発病しました。

死亡した馬からウイルスが分離され、これを馬へ感染させたところ、自然感染馬と同じ症状を呈して発病しました。レイル氏の腎臓からも同じウイルスが分離され、彼が馬から感染したことが確認されました。ウイルスが分離された場所の名前をとってヘンドラウイルスと呼ばれています。

その後、このウイルスの自然宿主の動物は何かと調査したところ、フルーツを食べるオオコウモリだけが抗体陽性でした。更にその後、オオコウモリからヘンドラウイルスが分離され、オオコウモリがヘンドラウイルスの自然宿主と結論されました。※オオコウモリから馬がどのようにしてこのウイルスに感染したかは未だに不明です。

●コウモリ

コウモリ(翼手目)は極地を除く世界中に分布し、約1000種が知られており、旧世界(マダガスカル島からインド、インドシナ半島および太平洋上の島々)の熱帯雨林に分布するオオコウモリ亜目(約200種)と世界中に分布するコウモリ亜目に分かれます。オオコウモリはフルーツバットと呼ばれ、比較的大型(20~1500g)で、もっぱら植物食(果実、花、花蜜、花粉)です。夜に目で果物を探するため、目が大きく鼻がとがっていて高貴な顔つきであり、キツネ顔なのでフライングフォックスとも呼ばれます。ペットとして輸入されていたコウモリのほとんどはオオコウモリです。近年、オーストラリアで見つかったリッサウイルス、ヘンドラウイルス、マレーシアで見つかったコバウイルスはオオコウモリに由来すると考えられています。

コウモリ亜目は超音波で餌を探すので、超音波の発信部位である鼻は複雑な構造になっています。また超音波の受信器である耳は異常に大きく、構造も複雑です。食虫コウモリの他にチスイ(吸血)コウモリがあります。ブタ顔で醜いのであまりペットとして売られることはありません。コウモリは、アメリカ大陸では人への狂犬病の感染源の大部分を占めています。

なお、わが国への外国からのコウモリの輸入は感染症法に基づき平成15年11月から禁止されています。

アメリカであったこんな話 ●狂犬病

<関連リンク>

[国立感染症研究所の人類共通感染症ページ](#)
[米国CDCのヘンドラウイルス感染症の解説ページ](#)

※<関連リンク>
を削除する[▲TOPへ戻る](#)

動物由来感染症を知っていますか？

トップへ ※新しいバナー

注意することは？予防対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0

※文字内容修正

相談できる場所は？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リンク d0

※新しいバナー

※各地域へのリンクを削除

日本であったこんな話！？

1. 「子犬を飼い始めた方」の疑問（狂犬病の予防注射はなぜ必要か）
2. 飼っていたインコの病気にかかって発熱（オウム病）
3. 「知り合いがサルを飼っている方」の疑問（輸入されるサルの検査）
4. 寄生虫の病気で外科手術（エキノコックス症）
5. ネコを飼ったらインフルエンザ様の病気に（Q熱）
6. アウトドアに行く前に（レプトスピラ症）
7. 日本の動物由来感染症の代表選手（日本脳炎）
8. ペットの口の中に普通にいる菌で飼い主が病気に（パストツレラ症）

※番号追加

※表題の文字は左揃えに統一する

1. 「子犬を飼い始めた方」の疑問
(狂犬病の予防注射はなぜ必要か)



※各項目共通して
「関連リンク」
を削除する

▲TOPへ戻る

2. 飼っていたインコの病気にかかって発熱
(オウム病)



※各項目の後に
「▲TOPへ戻る」が入ります

オウム病という病名を聞いたことがありますか。オウム病は近年増加傾向にあるといわれています。我が国で、常時発生する最も重要な動物由来感染症のひとつです。

リンク・厚生労働省通知

※今までは、HP上の別ページに飛んでいたが、

厚労のHPへ移動に変更



教訓

トリを飼うときは、羽毛や糞を除去し、清潔に。トリへの指し方は、口移して餌をあげたりせず、節度あるものとする。トリを飼っていて、重い風邪の症状がある場合、オウム病も疑う。

▲TOPへ戻る

3. 「知り合いがサルを飼っている方」の疑問
(輸入されるサルの検査)



▲TOPへ戻る

4. 寄生虫の病気で外科手術
(エキノコックス症)



▲TOPへ戻る

5. ネコを飼ったらインフルエンザ様の病気に
(Q熱)



▲TOPへ戻る

6. アウトドアに行く前に
(レプトスピラ症)



▲TOPへ戻る

7. 日本の動物由来感染症の代表選手
(日本脳炎)



▲TOPへ戻る

8. ペットの口の中に普通にいる菌で飼い主が病気に
(パストツレラ症)



▲TOPへ戻る

← ※すべての文章を省略しています

注意することは？ 予防対策は？

動物由来感染症から身を守るために予防に関する正しい知識を持ちましょう

動物由来感染症を知っていますか？

トップへ ※新しいバナー

注意することは？ 予防対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0
※文字内容修正

お知らせできる場所は？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リンク d0

※新しいバナー

1. [日常生活で注意をすること](#)

2. [医療機関を利用しましょう](#)

3. [動物由来感染症対策が整備されています](#)

※表題の文字は左揃えに統一する

※番号追加

1. [日常生活で注意をすること](#)

●犬の予防注射と登録

飼い主さんには狂犬病予防のための努めが法律で義務づけられています。ご相関は市町村等の窓口で。

●過剰なふれあいは控えましょう

細菌やウイルスなどが動物の口や爪の中に入りこむ場合があります。口移しで餌を与えたり、スプーンや箸の共用はやめましょう。動物を布団に入れて寝ることも、知らないうちにふれあってしまうので要注意です。

[▲TOPへ戻る](#)

※文字サイズの変更、

表題の方を大きくする。

表題前に番号追加

2. [医療機関を利用しましょう](#)

●動物(ペット)も定期検診で病気の早期発見を！

動物由来感染症の病原体に感染しても動物は無症状なことがあるため、知らないうちに飼い主が感染してしまう場合があります。ペットの定期検診を受けるなど健康管理に注意し、病気を早期に見つけましょう。またペットが病気と診断された場合、動物由来感染症であるか否かを獣医師に確認しましょう。

●かかりつけの動物病院で相談！

ペットのかかりつけ動物病院を持ち、相談できる関係づくりが大切です。飼い方、病気の予防やワクチン接種などの相談ができるとうれしいです。まず、自分の身近な動物から感染の恐れのある動物由来感染症について、知識を得ることが大切です。

[▲TOPへ戻る](#)

※文字サイズの変更、

表題の方を大きくする。

表題前に番号追加

3. [動物由来感染症対策が整備されています](#)

わが国における新たな感染症の発生に備えて新しい対策を確立するため「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」といふ)及び「改正狂犬病予防法」が平成11年4月1日より施行されました。

※文字サイズの変更、

表題の方を大きくする。

表題前に番号追加

●感染症にかかった動物の届出

以下の感染症にかかっているか又はその疑いがある動物の届出が義務づけられています。

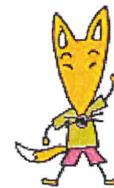
エボラ出血熱、マールブルグ病、細菌性赤痢(サル)

ペスト(プレーリードッグ)

SARS(イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン)

ウエストナイル熱(鳥類)

エキノコックス症(犬)



●サルの輸入禁止地域と輸入時の動物検疫

輸入サルについては、エボラ出血熱及びマールブルグ病の侵入防止を図るため輸入禁止地域(現在はアメリカ、中国、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ガイアナ、スリナムを除く全世界)を定めました。また、サル、ネコ、あらいぐま、きつね、スカンクの輸入時の動物検疫が平成12年1月1日より義務づけられました。(従来は犬だけが対象でした)

[>>動物検疫所HPへ](#)

●国・自治体の役割

感染症の多くは動物由来感染症であり、感染症法において、感染症対策を進めるための正しい知識の普及、情報の収集、国民への情報提供、研究の推進などが国または自治体の責務とされました。これからも、動物由来感染症の情報収集および提供体制を整備するとともに、狂犬病対策としては、引き続き犬の狂犬病予防注射、未登録犬や未注射犬の捕獲・抑留を実施していきます。

[▲TOPへ戻る](#)

←※すべての文章を省略しています

j0

動物由来感染症を 知っていますか？

トップへ ※新しいパナー

注意することは？ 予防対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0
※文字内容修正

相談できる場所は？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リンク d0

※新しいパナー

海外から日本へ動物を持ち込むには？

日本では、動物由来感染症の侵入防止対策として、危険性に応じて(1)輸入禁止、(2)輸入検疫、(3)輸入届出の3段階の制度があり、それぞれ対象の動物を定めています。
※赤色の表題に変更、サイズは大きく、語尾を「方へ」→「には？」に変更

(1) 輸入禁止制度の対象動物

イタチアナグマ(SARS)
コウモリ(狂犬病、ニパウイルス感染症、リッサウイルス感染症)
タヌキ(SARS)
ハクビシン(SARS)
プレーリードッグ(ペスト)
ヤワガネズミ(ラッサ熱)
サル(エボラ出血熱、マールブルグ病)

(2) 輸入検疫制度の対象動物(注1)

犬、猫、あらみぐま、きつね、スカンク(狂犬病)
サル(注2)(エボラ出血熱、マールブルグ病)
家畜及び家さん

G注1) 輸入検疫については、農林水産省動物検疫所ホームページ(<http://www.maff-aqs.go.jp/>)に詳しく解説されていますのでご覧ください。

G注2) 研究用、展示用の目的で一部の地域(アメリカ、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ガイアナ、リナム)から輸入されるサルのみ。

(3) 輸入届出制度の対象動物(平成17年9月1日から開始)

陸生ほ乳類(G注)、鳥類(G注)、畜産物の死体、うさぎ目(ナキウサギ科のみ)の死体

G注) 輸入検疫制度の対象動物は対象外となります。

※海外からペットを持ち込む方、ペットを海外に持ち出す方へ

本制度では、商業目的の動物の輸入のみならず、個人が海外で飼育または購入したペット(ハムスター、リス、インコなど)も届出の対象となります。
届出の際は、

① ハムスター、リスなどの畜産物の動物では、輸出国政府機関による保管施設の指定及び衛生証明書の発行

② インコ、オウム等の鳥類では、保管施設において蚊の侵入防止措置がなされていることなどを証明した輸出国政府機関により発行される衛生証明書

が必要となりますので、ご自宅で飼育されていた場合は、基本的には日本に持ち込むことまでできなくなります。

このため、日本に帰国される方や海外に行かれる方は、飼育されているペットをお知り合いの方に預けるなどをおすすめします。

海外からペットを持ち込む方へ

厚生労働省 動物の輸入届出制限について

※表題を変更した方が分かりやすい
(飛ぶのは同じリンク先)

(参考情報) 動物由来感染症対策以外の輸入規制

海外から日本へ動物を持ち込む際には、様々な規制が関与します。
以下が代表的なものです。

- ・ワシントン条約(CITES)
- ・家畜伝染病予防法
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

f0

**動物由来感染症を
知っていますか？**

トップへ ※新しいバナー

注意することは？ 子域対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0
※文字内容修正

相談できる場所は？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リンク d0

※新しいバナー

相談できる場所は？

- ・からだに不調を感じたら、医療機関で早めの受診を！ ペットの飼育状態、動物とのかかわりについて医師に説明しましょう。
- ・動物の病気の予防、飼い方などについては、かかりつけの動物病院にご相談ください。
- ・海外渡航に際しての御質問については、検疫所の相談窓口(窓口のリストはForthの「電話相談」をご覧ください)もご利用ください。
- ・予防接種機関についてもForthの「予防接種機関」をご覧ください。
- ・なお、動物由来感染症対策については下記の行政機関が担当しています

厚生労働省健康局結核感染症課 動物由来感染症担当

自治体名	担当課	電話番号(代表)	
北海道	保健福祉部疾病対策課	011	231-4111
札幌市	保健福祉局生活衛生部地域保健課	011	211-2111
旭川市	保健所健康推進課	0166	26-1111
小樽市	保健所生活衛生課	0134	22-3117
函館市	保健所生活衛生課	0138	32-1524
青森県	健康福祉部保健衛生課	017	722-111
岩手県	保健福祉部保健衛生課	019	651-3111
宮城県	保健福祉部健康対策課	022	211-2111
仙台市	健康福祉局保健衛生部保健医療課	022	261-1111
秋田県	健康福祉部健康対策課	018	860-1424



長崎県	福祉保健部健康政策課、県民生活環境部生活衛生課	095	824-1111
長崎市	保健部地域保健課	095	825-5151
佐世保市	保健福祉部健康づくり課	0956	24-1111
熊本県	健康福祉部食品衛生課	096	383-1111
熊本市	健康福祉局衛生部生活衛生課	096	364-3185
大分県	生活環境部食品安全・衛生課	097	536-1111
大分市	福祉保健部衛生課	097	536-2222
宮崎県	福祉保健部衛生管理課	0985	24-1111
宮崎市	健康福祉部保健予防課	0985	29-4111
鹿児島県	保健福祉部生活衛生課	099	286-2111
鹿児島市	保健所保健予防課	099	258-2321
沖縄県	福祉保健部業務衛生課・健康推進課	098	866-2215

← ※省略しています

※全国地図をのせて、各都道府県ごとにリンクを作り、リンク先で住所・電話などの情報を掲載した方が、良いのではないのでしょうか？

医療従事者の方々へ

動物由来感染症を
知っていますか？

トップへ ※新しいバナー

注意することは？ 予防対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0
※文字内容修正

相談できる場所は？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リンク d0

※新しいバナー

※病名から見た表を掲載

病名	感染症法上の分類				
	一類	二類	三類	四類	五類
i04-17 Bウイルス病				○	
i04-6 Q熱				○	
i05-1 アメーバ赤痢					○
i04-22 インフルエンザ					○
i04-2 エキノコックス症				○	
i01-1 エボラ出血熱	○				
i04-4 オウム病				○	
i05-2 クリプトスポリジウム症					○
i01-2 クリミア・コンゴ出血熱	○				
i05-3 ジアルジア症					○
i04-12 ツツガムシ病				○	
i04-13 デング熱				○	
i04-16 ハンタウイルス肺症候群				○	
i04-18 ブルセラ症				○	
i01-3 ペスト	○				
i01-4 マールブルグ熱	○				
i04-20 マラリア				○	
i04-21 ライム病				○	
i01-5 ラッサ熱	○				
i04-3 黄熱				○	
i04-5 回帰熱				○	
i04-23 急性脳炎(日本脳炎を除く)					○
i04-7 狂犬病				○	
i02 細菌性赤痢		○			
i04-10 腎症候性出血熱				○	
i04-11 炭疽				○	
i03 腸管出血性大腸菌感染症			○		
i04-14 日本紅斑病				○	
i04-15 日本脳炎				○	
i04-19 発疹チフス				○	
i06 下部 野兔病				○	

※このページの表は、「i0 医療関係者への情報」のページより、各類感染症から詳しい内容を書いてある疾患だけを選んで、一から新しく作成したものです。その他、詳しい内容が書いていない疾患について削除しました。

※分類を掲載（新規作成）

感染症法上の分類	危険度	主な対応
一類	危険性が極めて高い	・原則入院 ・消毒などの対物措置
二類	危険性が高い	・状況に応じて入院 ・消毒などの対物措置
三類	危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る	・特定の職業への就業制限 ・消毒などの対物措置
四類	媒介動物の輸入規制・消毒、ネズミなどの駆除、物件に係る措置を講ずることができる	・媒介動物の輸入規制 ・消毒などの対物措置 ・ネズミなどの駆除
五類	国が感染症発生動向を行い、その結果などに基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していく事によって、発生・拡大を防止すべき	・感染症発生状況の収集・分析とその結果の公開・提供

※この内容を掲載しているもともとのHPの i0 i01 i04 i05 i06 のページを削除しました

i01-1

※ i01-1 ~ i01-5

i02

i03

i04-1 ~ i04-23

i05-1 ~ i05-3

i06

は、すべて同じ構造

動物由来感染症を 知っていますか？

トッパへ ※新しいパナー

注意することは？ 予防対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0
※文字内容修正

知覚できる場所は？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リ > ヲ d0

※新しいパナー

エボラ出血熱

病原体:エボラウイルスEbola virus

好発年齢:特になし

性差:なし

分布:アフリカ中央部(スーダン、コンゴ民主共和国、ガボン)および西アフリカ(象牙海岸)

エボラ出血熱の背景

■疫学状況

●アフリカ中央部の熱帯雨林帯:今まで発生のあった国はスーダン南部、コンゴ民主共和国(旧ザイール)中央部、北部、ガボン、象牙海岸およびガボンから感染者が移動して発症した南アフリカである。

●1976年スーダン(死亡率53%)、1976年ザイール(88%)、1979年スーダン(65%)、1995年ザイール(77%)、1996年ガボン(66%)、1997年ガボン(75%)など、アフリカ地域以外での発生はない。発生ごとに周辺地域住民の抗体保有調査がなされており、数%(不顕性)が保有している。なお動物、昆虫などの自然界の宿主、媒介動物については全く不明。

■病原体・毒素

●フィロウイルス科に属する1本鎖RNAをもつエボラウイルス。エンペロープを有し、多型性(U、Y、ぜんまい状など)を示す。長径600~1,500nm、短径80~100nm。

■感染経路

●自然界からヒトへの経路は全く不明。チンパンジーとの関連は2回(1994年象牙海岸、1996年ガボン)であるが、チンパンジーはヒトと同様終末宿主であり、ウイルスキャリアではない。ヒトからヒトへの感染は、(1)医療機関での汚染注射針の繰り返し使用、(2)医療や看護、家庭や病室での家族などの介護の場での基本的器具(手袋、マスク、ガウン、長靴、ゴーグルなど)が不足していることによる。

●空気感染はないとされている。感染源となるのは血液、分泌物、排泄物(尿、吐物、下血など)。唾液などの飛沫。

■潜伏期

●2~21日。

診断と治療

■臨床症状

●発症は突発的である。症状の進行の仕方は重症インフルエンザ様で、高熱とともに、眼結膜炎、咽頭痛、筋肉痛および頭痛があり、次に胸・腹部痛および出血(吐血、下血)を示す。死亡者の90%以上は消化管出血を示す。

■検査所見

●過去患者発生がみられた病院で十分な系統的検査が行われてはならず、肝機能障害のみみられるが、特徴的な所見はない。

■診断 鑑別診断

●確定診断

●発症早期の血液(〜10日くらい)や咽頭スワブを培養細胞(Vero E6)に接種しウイルス分離を行う。あるいは同材料でウイルス遺伝子の検出(PCRなど)を行う。抗体検出はELISA、免疫蛍光法などで可能。

●鑑別診断

●他のウイルス性出血熱および出血を起こすウイルス病全般。

■治療

●特異的治療法はなく、対症療法が中心。

■経過・予後・治療効果判定

●致死率は患者の53~88%と高い。医療関係者の感染率も高い。解熱後血液の感染性はないとされる。治療例では予後は悪くない。

■合併症・続発症とその対応

●ウイルスは持続感染しないので、それによる続発症はない。

■2次感染予防・感染の管理

●予防ワクチンはない。

●病室での感染者、患者の血液、体液、排泄物の取り扱いには必ず手袋、マスク、ゴーグル、ガウン、長靴などを使用し、接触感染を防ぐ。素手で取り扱ってはならない。患者の使用物、接触物はすべて病室から出す前にオートクレープ、薬液消毒などの処理を行う。注射器は絶対に再使用してはならない。

<< BACK

NEXT >>

出典:日本医師会編・発行「日本医師会生涯教育シリーズ」『感染症の診断・治療ガイドライン』より 日本医師会の許可を得て転載

※削除する。

(各類感染症の間でも行くから、何類の感染症は
クリックする途中でわからなくなる可能性がある)

b01

※上部のリンクを削除

国の役割

動物由来感染症を
知っていますか？

トップへ ※新しいバナー

注意することは？ 予防対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0
※文字内容修正

知ることができるのは？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リンク d0

※新しいバナー

1. [狂犬病予防対策の概要について](#)
2. [「狂犬病予防法」の解説](#)
3. [動物由来感染症対策の概要について](#)
4. [「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の動物由来感染症対策の解説](#)

※表題の文字は左揃えに統一する

※番号追加

1. [「狂犬病予防対策の概要について](#)
狂犬病発生予防のための狂犬病予防法に基づき、1. 飼い犬の登録、2. 犬の狂犬病予防注射、3. 未登録犬等の捕獲抑留、4. 犬等の検疫による狂犬病予防事業が推進されています。



▲TOPへ戻る

※各項目の後に「▲TOPへ戻る」が入ります

2. [「狂犬病予防法」の解説](#)
狂犬病の発生の予防、その蔓延防止と撲滅を目的とする狂犬病予防法では、1. 狂犬病の発生がない通常時の措置と、2. 狂犬病発生時の措置に分けて、国、地方公共団体、国民の責務を明示しています。

1. **狂犬病の発生がない通常時の措置**
日本では昭和32年以来狂犬病が発生しておらず、現在の対応はこれに基づいたものです。

▲TOPへ戻る

3. [動物由来感染症対策の概要について](#)
●感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省では動物由来感染症対策として、以下の5つの施策を進めています。

1. **国民への情報提供体制の整備**
 - ホームページ「動物由来感染症を知っていますか？」の開設(平成13年～)
 - ハンドブック「動物由来感染症」の作成、関係機関への配布(平成14年～)
 - リーフレット「ウエストナイル熱を知っていますか？」の作成、関係機関への配布(平成15年～)
 - 普及啓発用ポスター「動物由来感染症」、「狂犬病予防注射」の作成、関係機関への配布(平成13年～)
 - 等

▲TOPへ戻る

4. [「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の動物由来感染症対策の解説](#)
この法律では、感染症の発生の予防及びその蔓延の防止のために、国及び地方公共団体の責務、国民の責務、そして医師等の責務を、次のように明示しています。

- 国及び地方公共団体の責務
1. 感染症に関する正しい知識の普及
 2. 感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供
 3. 感染症に関する研究の推進
 4. 感染症の病原体等検査能力の向上
 5. 感染症の予防に係わる人材の養成及び資質の向上
 6. 感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講じる。

▲TOPへ戻る

←※すべての文章を省略しています

動物由来感染症を 知っていますか？

[トップへ](#) ※新しいバナー

[注意することは？予防対策は？](#) g0

[海外から日本へ動物を持ち込むには？](#) j0
※文字内容修正

[相談できる場所は？](#) f0

[医療従事者の方々へ](#) i0

[国の役割](#) b01

[関係法規等](#) b04

[統計資料](#) b03

[リンク](#) d0

※新しいバナー

関係法規等

■狂犬病予防法関係

- ・法律— [b04-11](#)
- ・施行令— [b04-12](#)
- ・施行規則— [b04-19](#)
- ・犬等の輸出入検疫規則(農林水産省令)— [b04-20](#) ※リンク先番号

■感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律関係

- ・法律— [b04-14](#)
- ・施行令— [b04-15](#)
- ・施行規則— [b04-16](#)
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止地域等を定める省令— [b04-13](#)
- ・感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(農林水産省令)— [b04-21](#)

■厚生科学審議会感染症分科会の意見・提言

- ・プレーリードッグの取扱いについて(意見) [\(PDF\)](#)
- ・ウエストナイル熱対策について(意見) [\(PDF\)](#)
- ・感染症対策の見直しについて(提言) [\(PDF\)](#)
- ・動物由来感染症対策の強化について(意見) [\(PDF\)](#)

■各種ガイドライン

※厚労のページに飛ぶように変更

- ・狂犬病対策ガイドライン2001 [\(PDF\)](#)
- ・身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン [\(PDF\)](#)
- ・動物展示施設における人と動物の共通感染症ガイドライン2003 [\(PDF\)](#)
- ・小鳥のオウム病の検査方法等ガイドライン(改訂)
- ・犬のエキノコックス症対策ガイドライン2004(PDF [1](#)・[2](#)・[3](#)・[4](#)・[5](#))

※今は、PDF ファイルとしてクリックすると
内容を表示しているが、
詳細内容を厚生労働省のページへ移動して見れる
ようにする必要性あり

■動物由来感染症対策(狂犬病予防含む)技術研修会

- ・平成13年度
- ・平成14年度
- ・平成15年度
- ・平成16年度

※この部分を削除

統計資料

動物由来感染症を
知っていますか？

トップへ ※新しいバナー

注意することは？ 予防対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0
※文字内容修正

相談できるところは？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リ > ヲ d0

※新しいバナー

x001

x002

x003

x004

■犬の登録数等(平成11年度、平成12年度、平成13年度、平成14年度)

■犬の登録数等の年次別推移 x005

■我が国の狂犬病発生年次別推移 x006

※この部分にあった狂犬病の説明を削除

■我が国への動物の輸入状況について ※(b03-8)の内容を直接(b03-7)に

入れた方が良くないではないでしょうか？

■我が国の動物由来感染症の患者数

その他

■我が国における最近のレプトスピラ症患者の発生状況

■都立駒込病院ワクチン外来を受診した海外咬傷被害者数

※詳細は厚労省
のページ
へ移動する

d0

リ ン ク

動物由来感染症を
知っていますか？

トップへ ※新しいバナー

注意することは？ 予防対策は？ g0

海外から日本へ動物を持ち込むには？ j0
※文字内容修正

相談できる場所は？ f0

医療従事者の方々へ i0

国の役割 b01

関係法規等 b04

統計資料 b03

リ ン ク d0

※新しいバナー

●厚生労働省

●農林水産省（動物検疫所）[★]

【「動物由来感染症」のことを農林水産省では「人獣共通感染症」とする】

●外務省

●環境省

※() のところも独立したリンクとして使用できるようにする

●国立感染症研究所（情報センター）[★]

●食品安全委員会

●動物衛生研究所

●日本医師会

●日本獣医師会

●人と動物の共通感染症研究会

●世界保健機関（WHO）

●国際獣疫事務局（OIE）

●米国疾病対策予防センター（CDC）

●英国感染症疾病学センター（CDSC）

●欧州委員会：Health and consumer Protection

●アウトブレイクニュース

●衛生週報（WER）

●[Morbidity and Mortality Weekly Report](#)（米国：衛生週報）

●[Emerging Infectious Diseases](#)（米国：感染症情報隔月報）

●[Communicable Diseases Report](#)（英国：衛生週報）

●[Eurosurveillance weekly/Monthly](#)（欧州：衛生週報及び月報）

※このページは、新しく作成する

